

今回の災害が原因で、被災者が傷病（補償）等年金を受給していた場合、①、④、⑥および会社の証明は不要

わかりやすく赤字にしているが実際には黒のボールペンで書く

会社が労災の一括適用をしており、被災者が実際に働いていた支社と労災に加盟している本社が異なる場合に書く、とのことだが常に書いておいてもよい

症状固定した日

就業先の平均賃金。別紙で計算した金額。既に他の給付の請求時に労基署に平均賃金を申告済みの場合には不要

被災前1年間のボーナスの総額

会社に聞く
被災者が今回の災害が原因で傷病（補償）等年金を受給していた場合

今回の災害が原因で厚生年金や国民年金などが支給される場合は書く

会社に書いてもらう

診断書は最低限必要なもの。障害を立証する資料を追加で添付すべき

マイナンバーと一緒に公金受取口座を国に登録している場合は、チェックを入れるだけでその他の記入は不要。ただしその場合は本用紙下部にマイナンバーの記載が必要になる

様式第10号(表面)

業務災害用
複数業務要因災害用

労働者災害補償保険
障害給付請求書

① 労働保険番号
府県 所掌 管轄 基幹番号 枝番号

② 年金証書の番号
管轄局 種別 西暦年 番号

③ 氏名 フリガナ ニホン タロウ 日本 太郎 (男・女)
生年月日 昭和60年 1月 1日(67歳)
フリガナ サクラシ サクラマチ
住所 さくら市さくら町1-2-3
職種 製材業
所属事業場名称・所在地 ○○製材株式会社
○○市○○町4-1

④ 負傷又は発病年月日 令和5年 2月 28日
午 前(後) 14時 30分頃

⑤ 傷病の治癒した年月日 令和5年 ○月 △日

⑥ 災害の原因及び発生状況 (あ)どのような場所で(い)どのような作業をしているときに(う)どのような物又は環境に(え)どのような不安全又は有害な状態があつて(お)どのような災害が発生したかを簡明に記載すること
さくら市○○工場で木材を切断する作業に従事中、丸鋸の機械に詰まったものを取り除こうと機械のカバーを開け中に手を入れたところ巻き込まれ右腕を損傷した。

⑦ 平均賃金 10597円30銭

⑧ 特別給与の総額(年額) 450,000円

⑨ 厚生年金保険等の受給関係
① 厚年等の年金証書の基礎年金番号・年金コード
② 被保険者資格の取得年月日 年 月 日
年金の種類 厚生年金保険法のイ、障害年金
国民年金法のイ、障害年金
船員保険法の障害年金
障害等級 級
支給される年金の額 円
支給されることとなった年月日 年 月 日
厚年等の年金証書の基礎年金番号・年金コード
所轄年金事務所等

⑩ 障害の部位及び状態 (診断書のとおり) ⑪ 既存障害がある場合にはその部位及び状態

⑫ 添付する書類名 診断書

⑬ 年金の払渡しを希望する金融機関又は郵便局 (登録している公金受取口座を利用します:□)

金融機関 名称 ○○銀行・金庫 △△本店・本所出張所
農協・漁協・信組 支店・支所
預金通帳の記号番号 (普通)当座 第○○○○○○○号

郵便局 郵便局コード
フリガナ 名称
所在地 都道府県 市郡区
預金通帳の記号番号 第 号

上記により 障害給付の支給を請求します。 円 123 - 4567
障害特別支給年金の支給を申請します。 電話(012) 345 - 6789

令和5年 ○月 △△日 請求人 住所 さくら市さくら町1-2-3
○○○ 労働基準監督署長 殿 氏名 日本 太郎
個人番号

⑬ 振込を希望する金融機関の名称 預金の種類及び口座番号
○○ 銀行・金庫 △△本店・本所
農協・漁協・信組 支店・支所 (普通)当座 第○○○○○○○号
口座名義人 ニホン タロウ

会社の所在地を管轄する
労基署の名前を記入

年金ではなく一度だけ支払われる
特別支給金や一時金を受け取りたい口座

労基署によってはマイナンバーは不要。
労災は代理で請求してもらうことも多いため
マイナンバーの記入には慎重であるべき

その他の（表面に労働保険番号を書いた会社以外の）
 就業先についてまだ労基署に申告していないときは記入する。
 他の労災給付請求時に申告済みの場合は、この用紙への記入も、
 別会社の平均賃金算出のための別紙の提出も不要

様式第10号(裏面)

⑭その他就業先の有無	
有	有の場合のその数 (ただし表面の事業場を含まない)
無	1 社
有の場合でいずれかの事業で特別加入している場合の特別加入状況 (ただし表面の事業を含まない)	
労働保険事務組合又は特別加入団体の名称	
労働保険番号(特別加入)	加入年月日
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	年 月 日
	給付基礎日額
	2,123.45 円

会社に聞く →

事業主や一人親方など
 特殊な立場で労災に加盟
 しているときに書く

別会社の平均賃金。
 別紙で計算した金額

〔注意〕

- ※印欄には記載しないこと。
- 事項を選択する場合には該当する事項を○で囲むこと。
- ③の労働者の「所属事業場名称・所在地」欄には、労働者の直接所属する事業場が一括適用の取扱いを受けている場合に、労働者が直接所属する支店、工事現場等を記載すること。
- ⑦には、平均賃金の算定基礎期間中に業務外の傷病の療養のため休業した期間が含まれている場合に、当該平均賃金に相当する額がその期間の日数及びその期間中の賃金を業務上の傷病の療養のため休業した期間の日数及びその期間中の賃金とみなして算定した平均賃金に相当する額に満たないときは、当該みなして算定した平均賃金に相当する額を記載すること(様式第8号の別紙1に内訳を記載し添付すること。ただし、既に提出されている場合を除く。)
- ⑧には、負傷又は発病の日以前1年間(雇入後1年に満たない者については、雇入後の期間)に支払われた労働基準法第12条第4項の3箇月を超える期間ごとに支払われる賃金の総額を記載すること(様式第8号の別紙1に内訳を記載し添付すること。ただし、既に提出されている場合を除く。)
- 請求人(申請人)が傷病補償年金又は複数事業労働者傷病年金を受けていた者であるときは、
 - ①、④及び⑥には記載する必要がないこと。
 - ②には、傷病補償年金又は複数事業労働者傷病年金に係る年金証書の番号を記載すること。
 - 事業主の証明を受ける必要がないこと。
- 請求人(申請人)が特別加入者であるときは、
 - ⑦には、その者の給付基礎日額を記載すること。
 - ⑧は記載する必要がないこと。
 - ④及び⑥の事項を証明することができる書類その他の資料を添えること。
 - 事業主の証明を受ける必要がないこと。
- ⑬については、障害補償年金、複数事業労働者障害年金又は障害特別年金の支給を受けることとなる場合において、障害補償年金、複数事業労働者障害年金又は障害特別年金の払渡しを金融機関(郵便貯金銀行の支店等を除く。)から受けることを希望する者にあつては「金融機関(郵便貯金銀行の支店等を除く。)」欄に、障害補償年金、複数事業労働者障害年金又は障害特別年金の払渡しを郵便貯金銀行の支店等又は郵便局から受けることを希望する者にあつては「郵便貯金銀行の支店等又は郵便局」欄に、それぞれ記載すること。
 なお、郵便貯金銀行の支店等又は郵便局から払渡しを受けることを希望する場合であつて振込によらないときは、「預金通帳の記号番号」の欄に記載する必要はないこと。
 また、年金等の受取口座として、国に事前に登録した公金受取口座を利用する場合は、「登録している公金受取口座を利用します：□」の□にレ点を記入すること。その際、口座情報の記載や通帳の写しの添付等は必要がないこと。
- 「個人番号」の欄については、請求人(申請人)の個人番号を記載すること。
- 本件手続を社会保険労務士に委託する場合は、「請求人(申請人)の氏名」欄の下の□にレ点を記入すること。
- ⑭「その他就業先の有無」で「有」に○を付けた場合は、様式第8号の別紙3をその他就業先ごとに記載すること。その際、その他就業先ごとに様式第8号の別紙1を記載し添付すること。なお、既に他の保険給付の請求において記載している場合は、記載の必要がないこと。
- 複数事業労働者障害年金の請求は、障害補償年金の支給決定がなされた場合、遡って請求されなかったものとみなされること。
- ⑭「その他就業先の有無」欄の記載がない場合又は複数就業していない場合は、複数事業労働者障害年金の請求はないものとして取り扱うこと。
- 疾病に係る請求の場合、脳・心臓疾患、精神障害及びその他二以上の事業の業務を要因とすることが明らかな疾病以外は、障害補償年金のみで請求されることとなること。

社会保険 労務士 記載欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏名	電話番号
			() —